

# 市・県民税の申告と所得税の確定申告が始まります。

【問】 税務課 市民税グループ Tel 0854-40-1034

申告書は申告者が自ら作成し、提出することが基本です。市・県民税の申告書の提出は郵送でも受け付けています。所得税の確定申告は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで作成し、電子申告または紙で出力して提出することもできます。ぜひ自己作成への取り組みをお願いします。

市の申告会場では、混雑を避けるため整理券の配布や入場制限をすることがありますのでご理解いただきますようお願いします。また、会場に出掛ける際は、必要書類を確認し、事前に集計が必要な書類は必ず集計・作成をしてください。

相談期間中は、職員が相談会場に出掛けるため税務課では相談を受けることができません。市・県民税以外（国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、軽自動車税など）に関する問い合わせも即答できない場合がありますのでご了承ください。

## 市・県民税の 申告について

市・県民税は、1月1日現在の住所で前年中の所得に基づいて課税されます。そのため、前年中に収入があつた方や所得控除を受けようとする方は1月1日現在における住所地へ申告をする必要があります。ただし、次の要件に該当する方は提出が免除されます。

## 【市・県民税申告書の作成・提出方法】

本号掲載の申告書を切り取り、必要な項目を記入し、添付書類と共に封筒に入れ、税務課まで提出してください。

## 【確定申告ができる方】

各種所得控除の追加や修正により源泉徴収された所得税が戻ってくる

## 【申告書の提出がないと】

申告書の提出（提出が免除される方を除いて）がないと、市・県民税や保険料などが正しく計算できない場合があります。税法上の扶養についておらず、収入がない方または非課税年金（遺族年金・障害年金など）のみの方も申告書の提出が必要です。

## 【確定申告が必要な方の例】

①農業や営業などの事業を営んでいる方や不動産所得、一時所得（保険の満期など）などがあり、所得の合計額が所得控除の合計額を超える方  
②年末調整を受けた給与以外に所得が20万円を超える、または年末調整を受けた給与以外の給与収入が20万円を超える方



## 【所得税の確定申告について】

さい。不明な点を電話で照会する場合がありますので、連絡先を必ず記入してください。各種証明書の添付がありますので注意してください。  
申告書、記載例、収支内訳書などの様式は市ホームページに掲載していますので利用してください。  
また、eLTAXを使った電子申告もできるようになりました。詳細はeLTAXホームページでご確認ください。

- ①所得税の確定申告書を提出された、またはされる予定の方  
②給与収入のみで、源泉徴収票の内容に変更がない方  
③公的年金収入のみで源泉徴収票の内容に変更がない方

# 申告に必要なもの一覧

収入や控除等の種類	申告に必要な書類例	注意事項
収入金額等を証明するもの	給与・公的年金収入があつた方	給与・公的年金の源泉徴収票
	個人年金収入があつた方	保険会社など支払い先から発行された支払証明書など
	営業・農業・不動産収入があつた方	収支内訳書 家庭菜園のみの場合は、農業所得の申告義務はありません。
	その他の所得があつた方	収入額が分かるもの（支払通知書・支払調書など）、必要経費が分かるもの
控除を受ける際の証明となるもの	社会保険料・小規模企業共済を支払った方	国民年金保険料、任意継続保険料の控除証明書、小規模企業共済等掛金の支払証明書など 国保料や後期高齢者医療保険料、介護保険料は納付された金額が分かれれば、証明書は必要ありません。
	生命保険料・地震保険料を支払った方	保険会社から発行された控除証明書
	自身や扶養親族が障がいをお持ちの方	本人や扶養親族の障害者手帳や市が発行する障害者控除証明書 「障害者控除対象者認定書」と「おむつ使用証明書」については市報1月号に掲載しています。
	医療費を支払った方	医療費控除の明細書、医療費通知、保険金の金額の分かる書類、おむつ使用証明書等 ※医療費控除を申告する場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。必ず自宅で作成してご来場ください。
	寄附金控除の対象となる寄附をした方	寄附した団体から発行された証明書や領収書 ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方が申告をする場合は、ふるさと納税分も申告する必要があります。
	災害などに関連してやむを得ない支出をした方	災害などに関連して支出した金額の領収書および明細が分かるもの。被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金、補助金等の金額が分かるもの り災証明（お持ちの場合）
マイナンバーの確認できる書類	マイナンバーカードなど	記載してある住所や氏名などに変更がない場合は、通知カードでも可
(所得税の還付のある方のみ)申告者本人の口座の分かるもの	通帳またはキャッシュカードなど	還付口座は申告者本人名義のもののみです。
(代理で申告する場合)印鑑	申告者の印鑑（認め印で可）	本人が申告書に署名する場合は、押印が省略できます。



【確定申告はマイナンバーカード×e-Taxでさらに便利】  
所得税について詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。  
スマートフォンやパソコンを利用して確定申告書の作成・提出ができます。詳しくは国税庁ホームページを確認してください。

二次元コード  
確定申告書等作成  
コーナーはこちら

- ① 収入が公的年金のみの方で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除を追加したいとき
- ② 公的年金や給与所得以外の所得（個人年金の所得など）があるとき

※確定申告は不要でも次に当てはまる場合は、市・県民税の申告が必要です。

方など

公的年金受給者の方は、年金收入が400万円以下で他の所得が20万円以下の場合は確定申告する必要はありません。

## 【確定申告不要制度】

公的年金受給者の方は、年金收入が400万円以下で他の所得が20万円以下の場合は確定申告する必要はありません。

方など

## 【大東税務署での申告相談会】

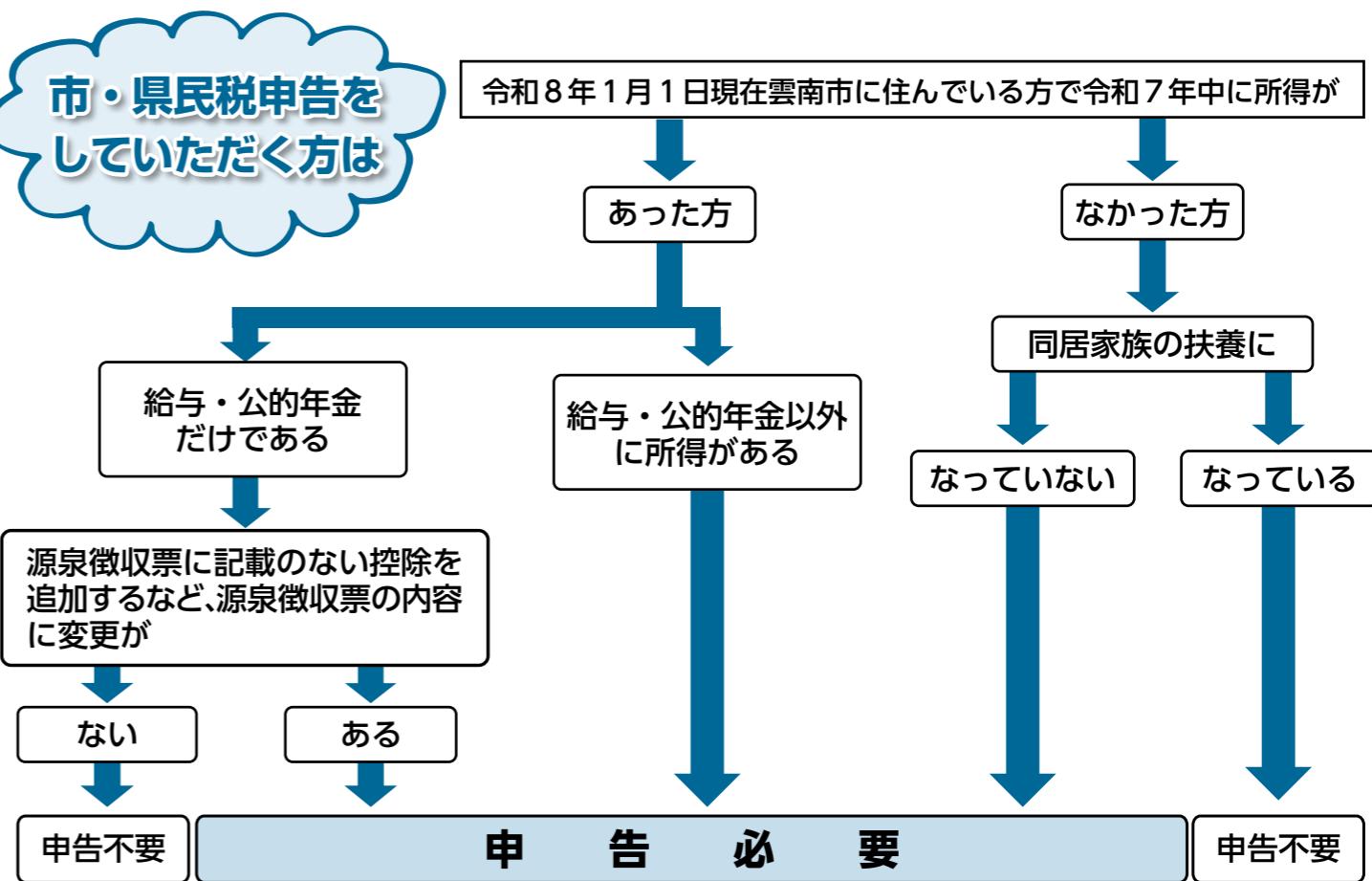
大東税務署では所得税の申告相談会を2月16日（月）から3月16日（月）まで実施しています。詳細は国税庁のホームページに掲載されています。

### 【申告に必要なもの】

申告に出掛けられる際には、別表を参考に必要な書類（原本）を準備してください。市・県民税申告と所得の申告に必要な書類は同じです。なお、次の申告は、市の会場では受けることができませんので、大東税務署の相談会場で申告してください。



・ 土地などの不動産および株の譲渡（相談期間：2月24日（火）から27日（金）まで）  
・ 事業等所得の青色申告  
・ 初めて住宅ローン控除を受ける場合



※所得税の確定申告書を提出した方は市・県民税申告書を提出する必要はありません。

## 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

## 住 所

氏名

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。  
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目  
が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円	円	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

## 2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、  
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

2 の 合 計

## 医 療 費 の 合 計

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額  
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4線越損失を差し引く計算」欄の㊂の金額を転記します。

05.11

# 令和7年分 所得(所得税・住民税)申告相談日程表

早朝からの来場は控えていただきますようお願いします。

【受付時間】8:30~15:00

【相談時間】午前の部 9:00~12:00／午後の部 13:00~16:00

会場	【本庁舎】	【大東町】	【加茂町】	【木次町】	【三刀屋町】	【吉田町】	【掛合町】
月日	2階201～203会議室	大東地域 交流センター	加茂健康福祉 センター	木次総合 センター	三刀屋交流 センター2階	吉田総合 センター	掛合交流 センター
2月16日 月			午前：南加茂・中山団地 午後：連坦地・延野・猪尾		鍋山地区 (乙加宮・里坊)		
2月17日 火			午前：立原・近松 午後：大西・大崎		鍋山地区 (殿河内・根波別所・坂本)		
2月18日 水					三刀屋地区 (五反田～下熊谷)		
2月19日 木			午前：中村 午後：大竹・中村団地外		一宮地区 (古城・高窪)		
2月20日 金			午前：三代 午後：宇治・神原		飯石地区 (上熊谷・多久和・粟谷)		
2月21日 土							
2月22日 日					休　　日		
2月23日 月							
2月24日 火			午前：東谷・砂子原 午後：岩倉・昭和		中野地区 (神代・六重・中野・須所・坂本)		
2月25日 水				宇谷・東日登			
2月26日 木				寺領・新市			
2月27日 金		塩田・久野		木次・下熊谷			
2月28日 土							
3月 1日 日					休　　日		
3月 2日 月		春殖		上熊谷・西日登			
3月 3日 火		幡屋		湯村・平田			
3月 4日 水		佐世					
3月 5日 木		午前：佐世 午後：海潮					午前：掛合上地区 午後：波多
3月 6日 金		海潮					掛合下地区(終日) 午後：入間
3月 7日 土							
3月 8日 日					休　　日		
3月 9日 月		午前：阿用 午後：阿用・大東					午前：多根 午後：松笠・穴見
3月10日 火		大東					
3月11日 水	木次町山方						
3月12日 木	木次町里方					午前：宇山・民谷 午後：芦谷・杉戸・梅木	
3月13日 金	三刀屋町一宮地区 (給下・伊萱)					午前：深野・川手 午後：菅谷・高殿・川尻 大吉田	
3月14日 土							
3月15日 日					休　　日		
3月16日 月	全市					午前：曾木・上山 午後：上町・下町・川原町	

○各申告会場の斜線の日は申告相談を受けることができませんので、開催している会場へお越しください。

○吉中吉云場の斜線の口は吉中相談を受けることとよせんので、開催できるだけ短時間で相談が終わるように事前集計、準備をお願いします

○地区割りをしていますが状況によりお待ちいただく場合があります。

○申告内容により順番が前後する場合があります。

# 令和8年度分（令和7年分）市民税・県民税申告書

（兼 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料申告書）

雲南市長様 提出年月日	現住所 1月1日現在の住所	自治会（）		業種又は職業 電話番号
	年月日	フリガナ	個人番号	生年月日 明・大昭・平 世帯主の氏名 続柄
	氏名			

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑦ 雜損控除	損害の原因		損害年月日	損害を受けた資産の種類	
			・		
	損害金額		保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
⑧ 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額		
			円	円	
	社会保険の種類		支払った保険料	円	
⑨ 社会保険料控除					
	合計			円	
⑩ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
			円	円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	円	
介護医療保険料の計			円		
⑪ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
			円	円	
	⑫～⑬ 寡婦・ひとり親・勤労学生控除		⑭ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 離別	⑮ □ 生死不明 □ 未帰還	⑯ □ 勤労学生控除 (学校名)
⑭ 障害者控除	氏名	障害の程度	級度		
	氏名	障害の程度	級度		
	配偶者の氏名		生年月日 明・大昭・平	・	円
⑮～⑯ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	個人番号	配偶者の合計所得金額		円	
	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）				
	氏名		生年月日 同居・別居の区分	続柄 特親	控除額
⑰ 扶養控除・特定親族特別控除	1 個人番号	明大昭平	・	□ 同居	万円
	2 個人番号	明大昭平	・	□ 同居	万円
	3 個人番号	明大昭平	・	□ 同居	万円
4 個人番号	明大昭平	・	□ 同居	万円	

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳控除未満対象扶養親族	氏名		生年月日	同居・別居の区分	続柄	
	1 個人番号	平合	・	□ 同居	万円	
	2 個人番号	平合	・	□ 同居	万円	
3 個人番号	平合	・	□ 同居	万円		

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

雲南市記入欄	番号確認 個人力・通知力他（）	本人確認 □ 本人 □ 代理	代理人氏名	代理権
				委任状・税務代理他（）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律第2条の第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

- 給与から差引き（特別徴収）
- 自分で納付（普通徴収）

## 給与所得の求め方

給与の収入金額(A)	給与の所得金額
0円～650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	(A) - 650,000円
1,900,000円～3,599,999円	給与等の収入金額の合計(A)を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てる(B) (B) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 0.90 - 1,100,000円
8,500,000円～	(A) - 1,950,000円

\*公的年金以外の所得が1,000万円以下の時1,000万円以上の時の計算式は省略しています。

公的年金等の収入金額(C)	公的年金の所得金額
0円～600,000円	0円
600,001円～1,299,999円	(C) - 600,000円
1,300,000円～4,099,999円	(C) × 0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	(C) × 0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	(C) × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～	(C) - 1,955,000円
0円～1,100,000円	0円
1,100,001円～3,299,999円	(C) - 1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	(C) × 0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	(C) × 0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	(C) × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～	(C) - 1,955,000円

## 令和8年度 市・県民税申告の諸控除一覧

所得から差し引く金額

控除の種類	控除額等		控除の種類	主な要件等	控除額(万円)
社会保険料控除		あなたが支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などがある場合【全額が控除対象額】		寡婦控除	死別で本人合計所得500万円以下 死別・離別で扶養親族があり、本人合計所得500万円以下
不動産		65歳未満(昭和36年1月2日以後生まれ)		ひとり親控除	ひとり親で生計同一の子(総所得金額等が58万円以下で他の扶養親族でない者)があり本人合計所得500万円以下
利子		65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)		勤労学生控除	一定の要件を満たした学校の学生であり、合計所得額が75万円以下
配当		新契約		障害者控除	普通障害 特別障害
給与		12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上 15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円以上		身障3～6級、療育B級、精神2級以下など 身障1・2級、療育A級、精神1級など	26 30
公的年金等		支払額全額 支払額×1/2+6,000円 支払額×1/4+14,000円 一律28,000円 支払額全額 支払額×1/2+7,500円 支払額×1/4+17,500円 一律35,000円		同居	本人または生計同一の親族と同居している場合
業務		新契約		年少	16歳未満
その他		16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満		一般	16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満
短期		特定期		特定	19歳以上23歳未満
長期		老人		老人	70歳以上
一時		同居老親等		特定親族特別控除	特定親族(19歳以上23歳未満)の合計所得額に応じて、表①の金額を控除
事業		社会保険料控除		※税法上の扶養になれるのは、合計所得額が58万円以下の方です。 ※年齢や扶養の判定は、前年12月31日(年の中途で死亡された人については死亡された日)の現況で行います。	
農業		新契約		表①	
不動産		12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上 15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円以上		特定親族の合計所得額(万円)	
利子		支払額全額 支払額×1/2+6,000円 支払額×1/4+14,000円 一律28,000円 支払額全額 支払額×1/2+7,500円 支払額×1/4+17,500円 一律35,000円		58万円超 95万円以下 95万円超 100万円以下 100万円超 105万円以下 105万円超 110万円以下 110万円超 115万円以下 115万円超 120万円以下 120万円超 123万円以下 123万円超 0	
配当		新契約		表②	
給与		12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上 15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円以上		配偶者の合計所得額(万円)	
農業		支払額全額 支払額×1/2+6,000円 支払額×1/4+14,000円 一律28,000円 支払額全額 支払額×1/2+7,500円 支払額×1/4+17,500円 一律35,000円		900万円以下 950万円超 950万円以下 1000万円以下	
不動産		新契約		58万円以下(控除対象配偶者) 老人:70歳以上	
利子		新契約		58万円超 100万円以下 100万円超 105万円以下 105万円超 110万円以下 110万円超 115万円以下 115万円超 120万円以下 120万円超 125万円以下 125万円超 130万円以下 130万円超 133万円以下 133万円超 0	
配当		新契約		0	
給与		新契約		0	
農業		新契約		0	
不動産		新契約		0	
利子		新契約		0	
配当		新契約		0	
給与		新契約		0	
農業		新契約		0	
不動産					

## 6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得がある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日 給	勤務 日数	月 収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等		円	
合 計			
法人番号 又は所在地			
勤務先名			
電話番号			

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ
	長期					ロ
一 時						ハ

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。  
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

二 合計 イ+ [(ロ+ハ)×1/2]

## 11 事業専従者に関する事項

	氏 名	統柄	生年月日	従事 月数	専従者給与(控除)額
1			明・大 昭・平	・ ・	円
	個人番号				
2			明・大 昭・平	・ ・	
	個人番号				
3			明・大 昭・平	・ ・	
	個人番号				
所得税における青色申告承認の有無			あり・なし	合計額	

## 12 別居の扶養親族等に関する事項

	氏 名	個 人 番 号	住 所	国外区分
1				<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
2				<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
3				<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

## 14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金控除申告書(二)」を提出してください。

## 15 所得金額調整控除に関する事項

氏名	統柄	生年月日	個人番号	特別障害者に 該当する場合	別居の場合の住所
		明・大 昭・平	・ ・	級 度	

## 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告 特別控除額
		円	円	円

## 8 配当所得に関する事項

配当所得の 種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
				国外株式等に係る 外 国 所 得 税 額

## 9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

## 13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用 前の不動産所得		円
事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類	
	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止	
	月 日	
□ 他都道府県の事務所等		

## 16 非課税所得等に関する事項

□遺族年金	□障害年金	□雇用保険	□無職
□学生	学校名( )		

前年に中所得がなかった場合は記入してください。

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要はありません。